

日常生活支援住居施設の制度概要

【令和6年度日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者等資質向上研修説明資料】

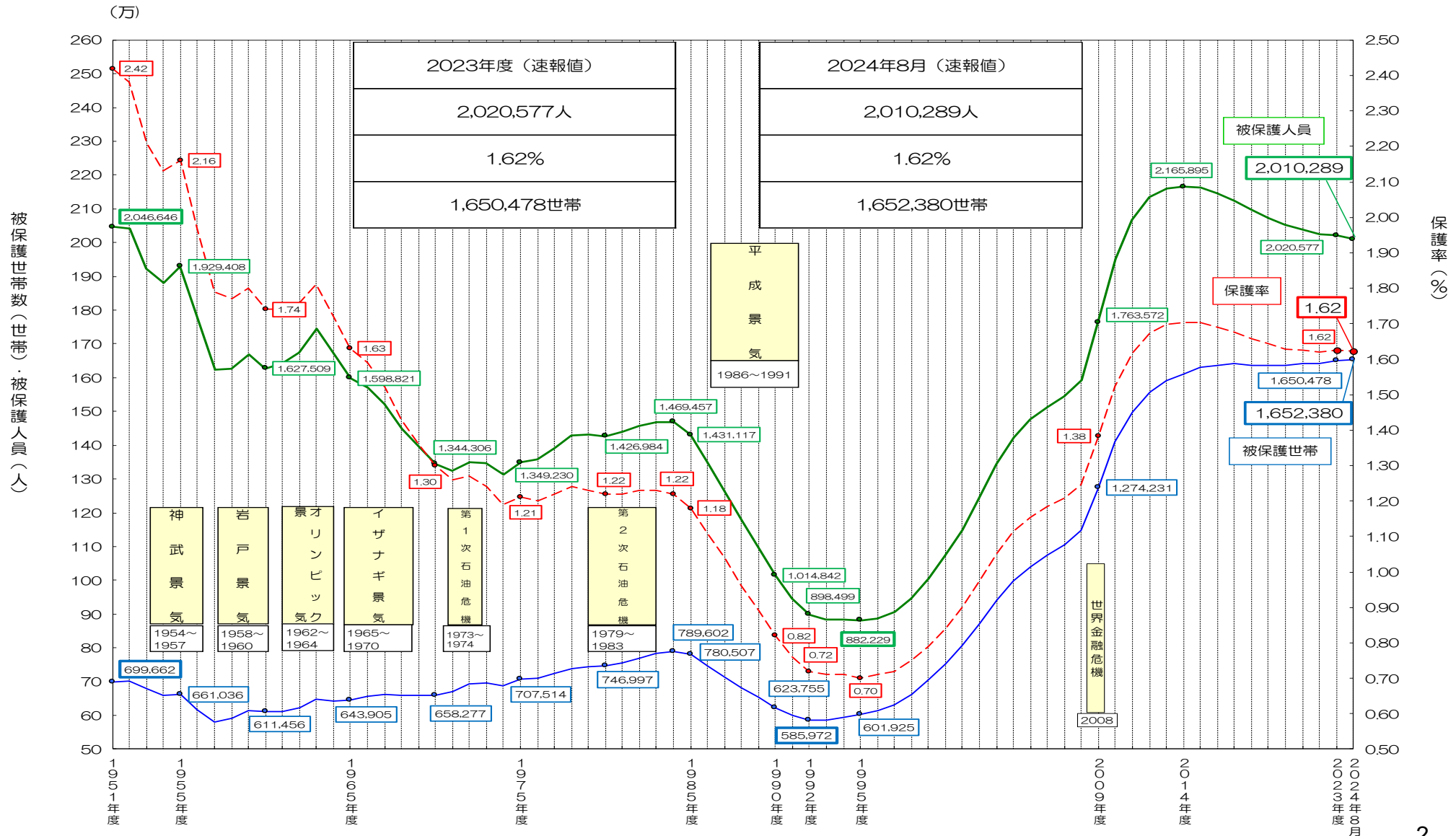
令和6年11月20日

厚生労働省 社会・援護局 保護課

生活保護の現状等

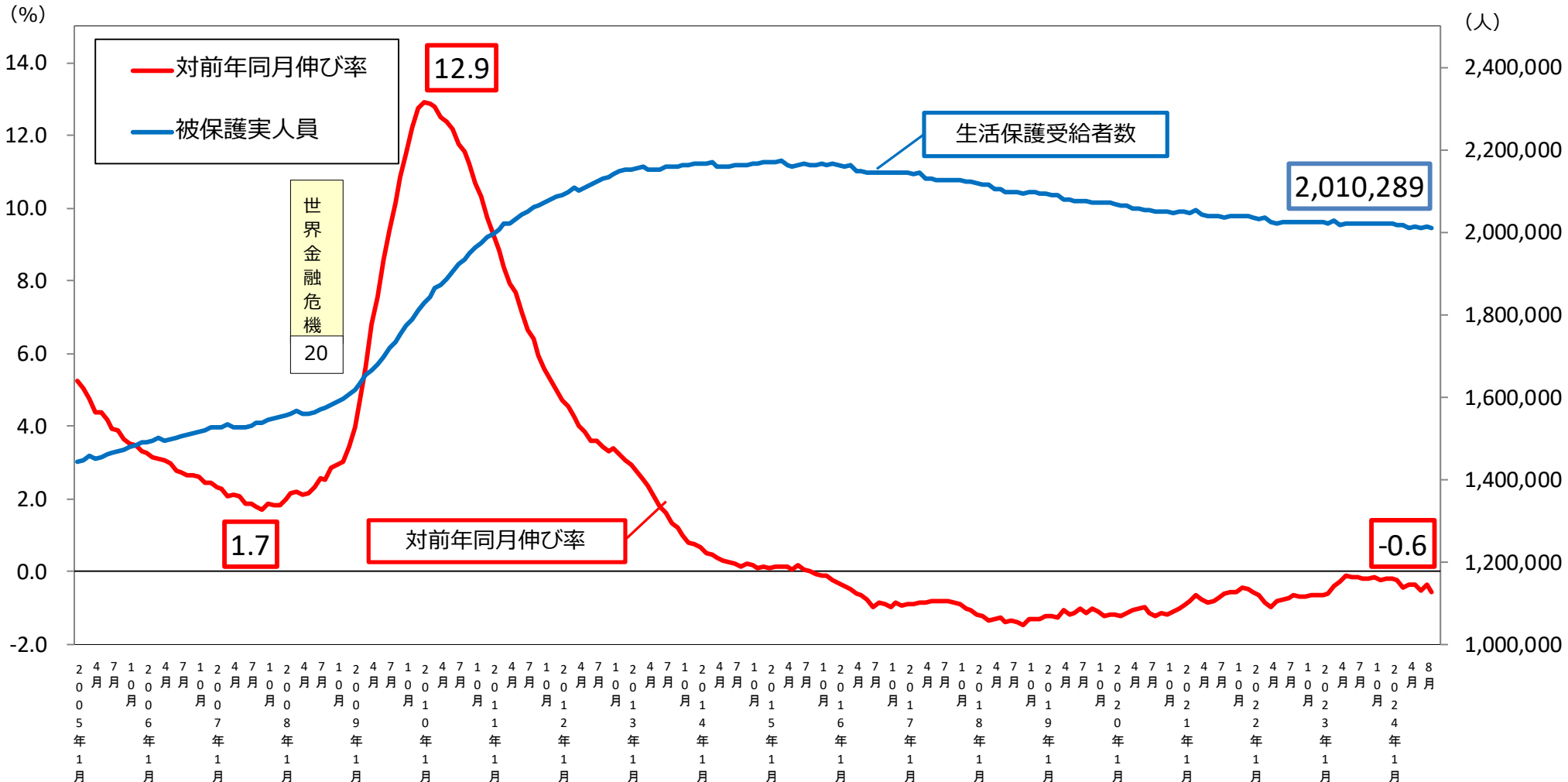
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○直近の生活保護受給者数は約201万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
 ○直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019年度の同月と比較すると約1.6万世帯増加している。



生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和6年8月現在で201万0,289人となっている。
世界金融危機後に急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年は、減少傾向で推移している。
- 令和6年8月の対前年同月伸び率は▲0.6%である。平成22年1月の12.9%をピークに低下し、平成27年9月以降は、伸び率がマイナスで推移している。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）※令和5年4月以降は速報値

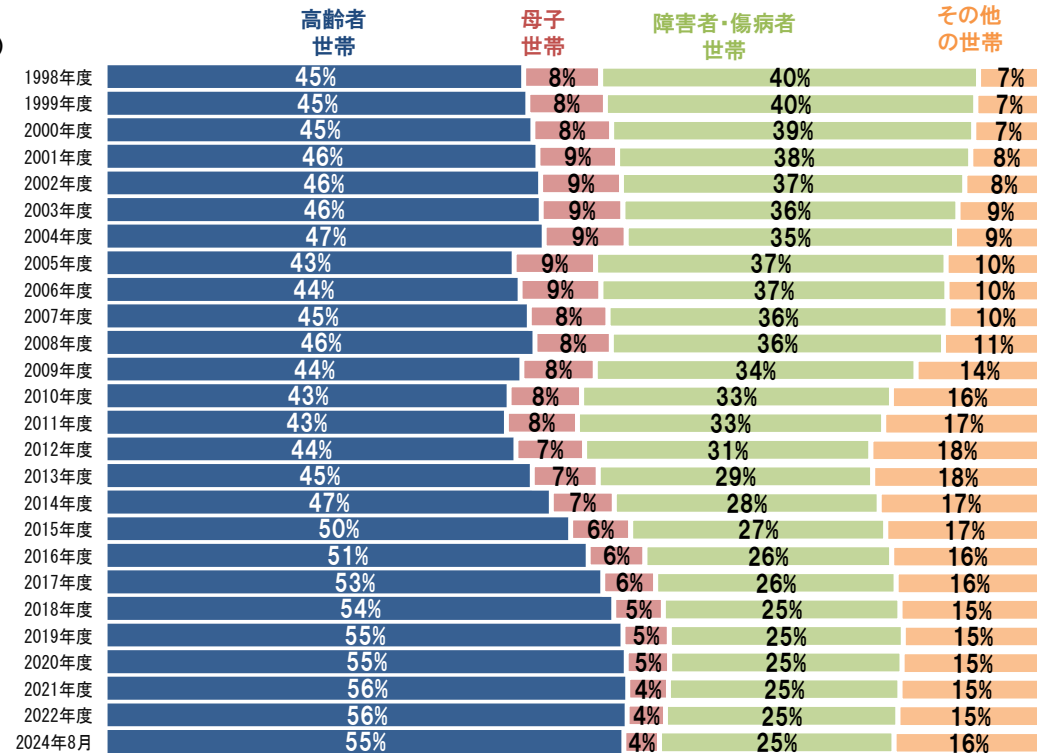
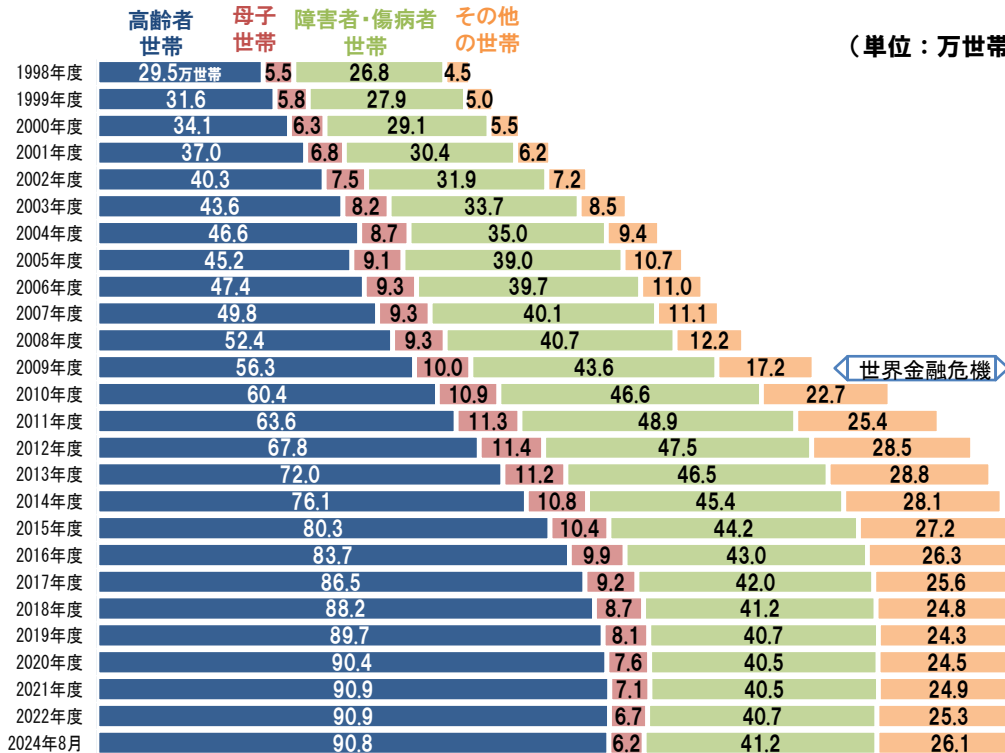
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

○「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、ほぼ横ばいとなっている。
 ○「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
 ○「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

■ 世帯類型別の構成割合の推移

(単位：万世帯)



※ 高齢者世帯の93.0%が単身世帯（2024年8月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

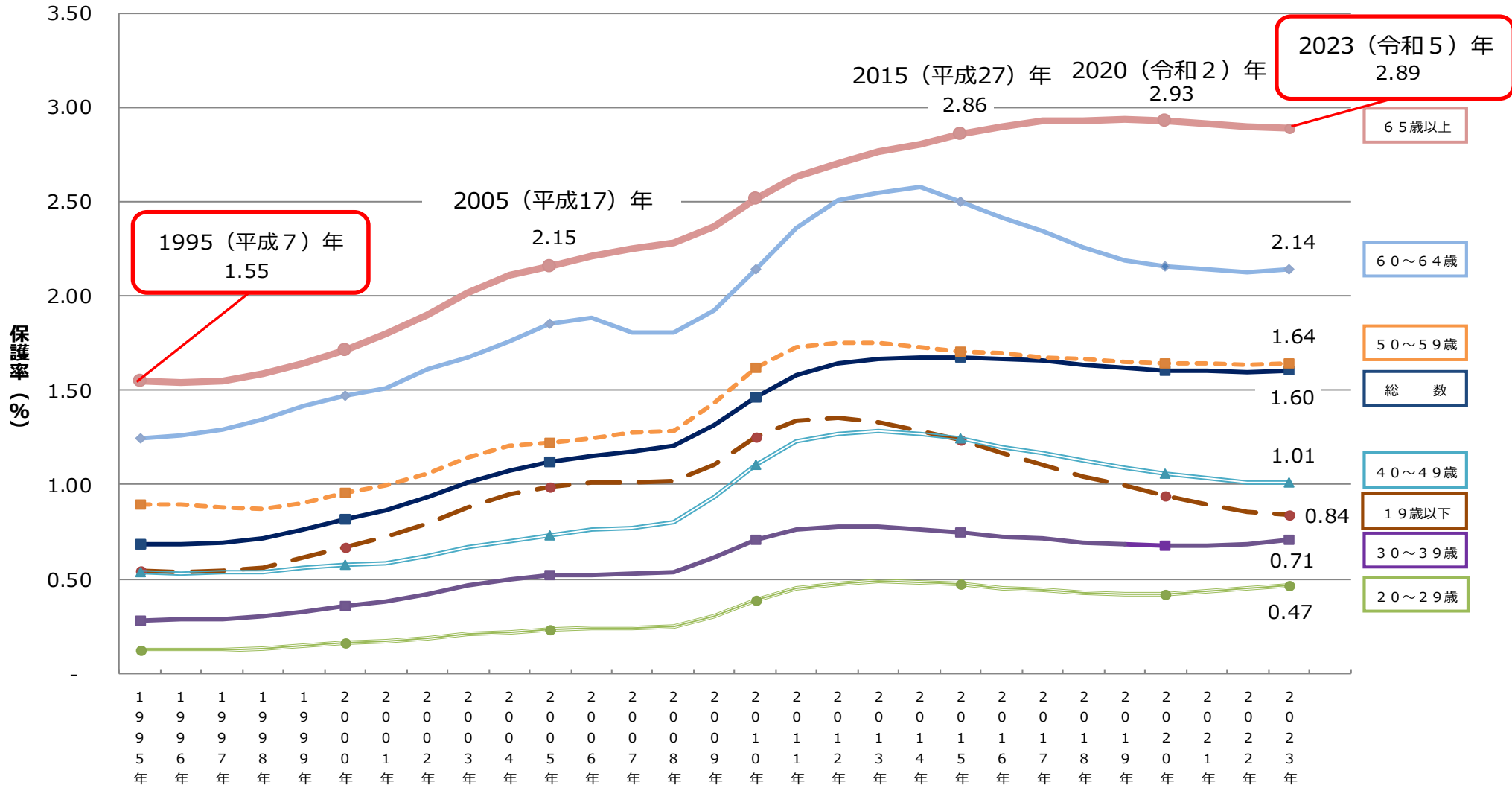
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2024年8月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

年齢階級別 保護率の年次推移

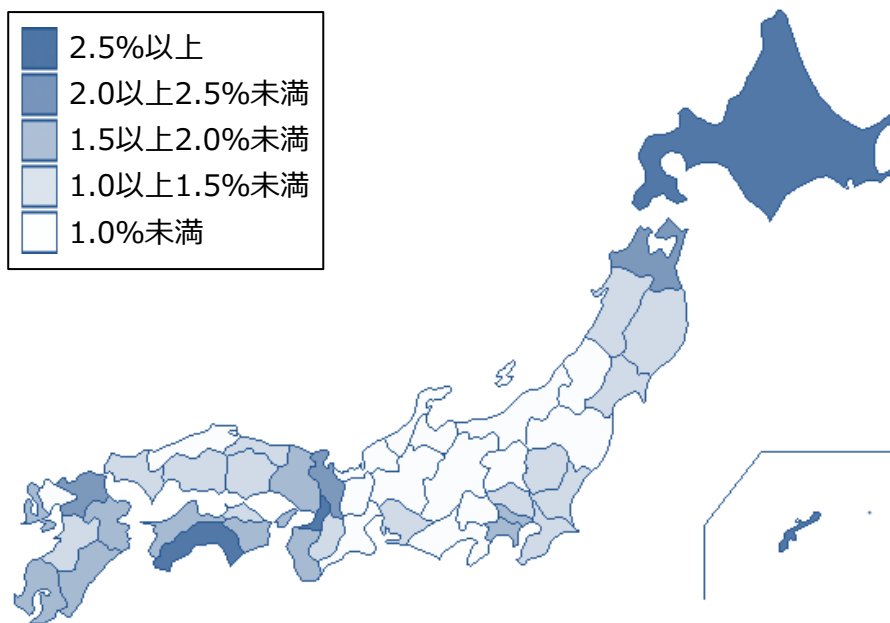
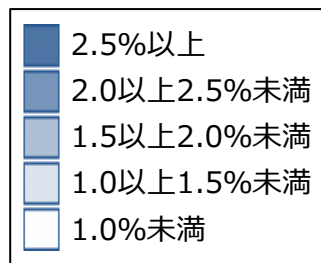
○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上の保護率が一番高く、上昇傾向が続いていたが、近年は横ばい又は低下傾向となっている。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（2011（平成23）年以前は被保護者全国一斉調査）※各年7月調査日時点。 ※2023（令和5）年は速報値。

都道府県別保護率(令和6(2024)年8月時点)

※ 括弧内は10年前(平成26(2014)年度)の保護率



全国保護率:1.62%(1.70%)

1 大阪府	3.02% (2.97%)
2 北海道	2.92% (3.16%)
3 沖縄県	2.71% (2.45%)
4 高知県	2.52% (2.83%)
5 福岡県	2.31% (2.59%)
6 青森県	2.28% (2.30%)
7 京都府	2.06% (2.38%)
8 長崎県	1.97% (2.23%)
9 東京都	1.94% (2.20%)
10 鹿児島県	1.83% (1.95%)
11 兵庫県	1.82% (2.01%)
12 徳島県	1.75% (1.91%)
13 神奈川県	1.66% (1.73%)
14 大分県	1.65% (1.75%)
15 和歌山県	1.62% (2.39%)
16 宮崎県	1.60% (1.62%)
17 愛媛県	1.51% (1.60%)
18 千葉県	1.44% (1.31%)
19 広島県	1.42% (1.69%)
20 熊本県	1.39% (1.49%)
21 秋田県	1.39% (1.48%)
22 奈良県	1.38% (2.26%)
23 宮城県	1.37% (1.19%)
24 埼玉県	1.35% (1.33%)
25 岡山県	1.27% (1.36%)

26 鳥取県	1.17% (2.90%)
27 香川県	1.08% (1.16%)
28 岩手県	1.06% (1.11%)
29 栃木県	1.05% (1.08%)
30 愛知県	1.04% (1.07%)
31 茨城県	1.04% (0.90%)
32 山口県	1.03% (1.19%)
33 福島県	0.98% (0.87%)
34 新潟県	0.97% (0.91%)
35 静岡県	0.92% (0.82%)
36 佐賀県	0.91% (0.96%)
37 三重県	0.90% (0.96%)
38 山梨県	0.88% (0.80%)
39 群馬県	0.82% (0.74%)
40 島根県	0.82% (2.06%)
41 滋賀県	0.80% (0.82%)
42 山形県	0.74% (0.66%)
43 石川県	0.64% (0.66%)
44 岐阜県	0.61% (0.59%)
45 福井県	0.57% (0.52%)
46 長野県	0.54% (0.55%)
47 富山県	0.43% (0.33%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市

1 大阪市	4.66% (5.55%)
2 札幌市	3.61% (3.84%)
3 堺市	2.98% (3.11%)
4 神戸市	2.78% (3.17%)
5 京都市	2.74% (3.19%)

中核市 上位5市

1 函館市	4.46% (4.81%)
2 那覇市	4.33% (3.69%)
3 尼崎市	3.67% (4.08%)
4 旭川市	3.54% (3.97%)
5 寝屋川市	3.34% -

指定都市 下位5市

16 仙台市	1.75% (1.65%)
17 新潟市	1.53% (1.47%)
18 さいたま市	1.41% (1.59%)
19 静岡市	1.40% (1.25%)
20 浜松市	0.93% (0.95%)

中核市 下位5市

58 豊橋市	0.75% (0.64%)
59 松本市	0.74% -
60 岡崎市	0.70% (0.56%)
61 富山市	0.67% (0.42%)
62 豊田市	0.54% (0.56%)

資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省)をもとに作成
※ 令和6(2024)年8月分は速報値

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和5年(2023年)					令和6年(2024年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
生活保護受給者数(万人)	202.2	202.1	202.2	202.2	202.3	202.1	201.7	201.9	201.1	201.4	201.0	201.3	201.0
対前年同月比(%)	▲0.2	▲0.2	▲0.1	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.5	▲0.4	▲0.4	▲0.5	▲0.4	▲0.6
対前月比(%)	0.05	▲0.05	0.05	0.04	0.04	▲0.1	▲0.2	0.1	▲0.4	0.1	▲0.2	0.2	▲0.2

■生活保護受給世帯数

	令和5年(2023年)					令和6年(2024年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
生活保護受給世帯数(万世帯)	165.2	165.1	165.2	165.3	165.4	165.2	165.0	165.0	164.8	165.2	165.1	165.4	165.2
対前年同月比(%)	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0
対前月比(%)	0.1	▲0.03	0.1	0.1	0.0	▲0.1	▲0.2	0.0	▲0.2	0.2	▲0.1	0.2	▲0.1

■保護の申請件数

	令和5年(2023年)					令和6年(2024年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
保護の申請件数	21,341	21,644	20,900	21,972	18,695	20,154	18,427	21,610	20,796	23,952	20,100	25,235	21,359
対前年同月比(%)	3.8	1.3	6.1	2.5	5.6	0.3	▲4.6	▲11.8	5.9	5.6	▲7.3	11.5	0.1
対前月比(%)	▲5.7	1.4	▲3.4	5.1	▲14.9	7.8	▲8.6	17.3	▲3.8	15.2	▲16.1	25.5	▲15.4

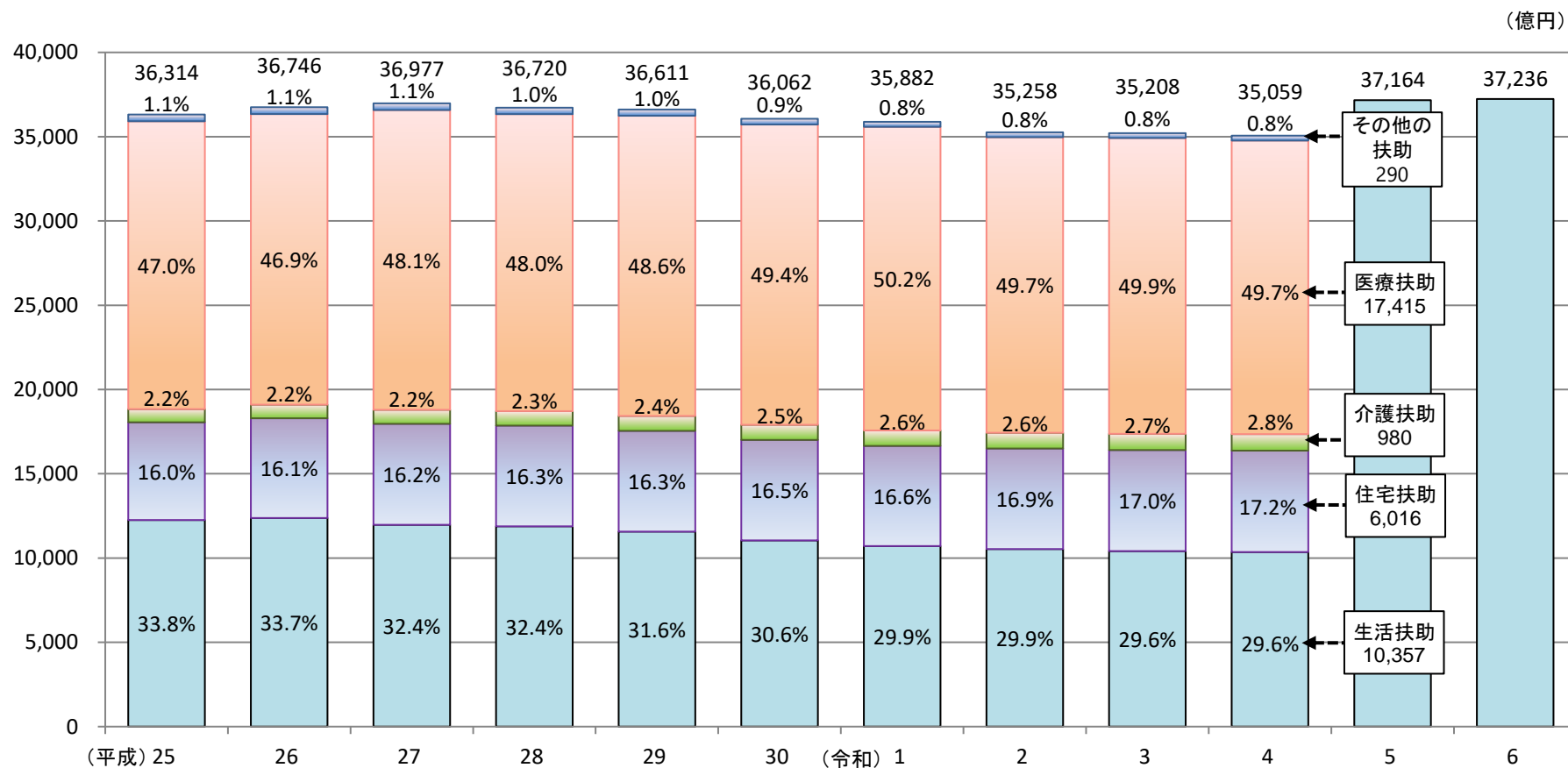
■保護開始世帯数(決定件数)

	令和5年(2023年)					令和6年(2024年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
保護開始世帯数	18,067	18,803	18,830	19,816	18,801	16,496	16,912	19,322	18,833	20,894	17,612	21,164	18,040
対前年同月比(%)	2.9	2.2	6.3	1.5	7.2	3.5	▲2.2	▲12.9	5.5	5.3	▲4.3	11.8	▲0.1
対前月比(%)	▲4.6	4.1	0.1	5.2	▲5.1	▲12.3	2.5	14.3	▲2.5	10.9	▲15.7	20.2	▲14.8

※資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省） ※令和5年4月以降は速報値

生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和6年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※ 1 施設事務費を除く

※ 2 令和4年度までは実績額（4年度は暫定値）、令和5年度は補正後予算、令和6年度は当初予算

※ 3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護の医療扶助について

- 生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供。

医療扶助の対象

- 生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費は、その**全額を医療扶助で負担**。
- ただし、①障害者総合支援法等の公費負担医療が適用される者や、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象。
 - * 被保護者の被用者保険加入率は2.4%（平成18年被保護者全国一斉調査）

医療扶助の範囲・方法

- 医療扶助は、①診察、②薬剤又は治療材料、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送の範囲内で実施。
- 医療扶助は、原則として、**現物給付**。

指定医療機関、診療方針、診療報酬

- 医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施。
- 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、別に定める場合を除き、**国民健康保険の例**による。

無料低額宿泊所及び 日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の概要

無料低額宿泊所とは

無料低額宿泊所とは

- 無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づくものであるが、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担う。

※社会福祉法（昭和26年法律第45号）～抄～
（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

無料低額宿泊所に関する変遷

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施
- 令和7年4月 届出義務違反への罰則、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務創設

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、これまでガイドライン（通知）で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、最低基準を創設。（令和2年4月施行）
- ※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の 明確化

- ・ 入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の 整備

- ・ 居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・ 多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する。

防火・防災 対策

- ・ 建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・ 非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・ 利用料金の適 正化

- ・ 食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・ 入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・ 居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・ 金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

長期入居の防 止・居宅生活 移行

- ・ 無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・ 契約期間は1年以内（更新可）とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・ 一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。（※令和4年4月施行）

無料低額宿泊所のサテライト型住居について（留意事項通知）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の附則により、令和4年4月1日から施行とされたサテライト型住居に関して、以下の留意事項通知を発出

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年8月19日 厚生労働省令第34号）（抄）
（サテライト型住居の設置）

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付 保護課長通知）（一部抜粋）

サテライト型住居への適用開始に伴い、留意事項（別添）を踏まえた対応を依頼。参酌基準については十分参照し、標準については合理的な理由がある範囲内で、管内の無料低額宿泊所の運営状況及び地域の実情等を勘案し、省令第3章と異なる基準を規定することができる（条例）。

○ 省令第3条（基本方針）関係

- ・サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定。
- ・入居者本人が居宅での生活に移行する意思を明確に持つこと、居宅での生活に向けた必要な支援を行うことに関して十分な説明を行う。

○ 省令第11条（サテライト型住居の設置）関係

- ・本体施設及びサテライト型住居が所在する自治体がそれぞれ異なる場合、本体施設を所管する自治体がサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施。
- ・サテライト型住居の該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかを確認し判断。運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等を確認し判断。
- ・本体施設からサテライト型住居までの移動時間は、おおむね20分で移動できる範囲が上限。各自治体において異なる移動時間を定めることも考えられる。
- ・厚生労働省令におけるサテライト型住居を設置できる箇所数及び入居定員は、支援に支障が生じないことを考慮して上限として設定。

○ 省令第12条（設備の基準）第4項関係

- ・居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場の設備は、入居者が他の者と共用することなく単独で使用する（いわゆるワンルームマンション型）が望ましい。共用する場合（シェアハウス型）には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮。

○ 省令第14条（入居申込者に対する説明、契約等）関係

- ・無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であるが、特にサテライト型住居の入居期間は原則として1年以下とし、1年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要。

○ 省令第15条（入退去）関係

本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、

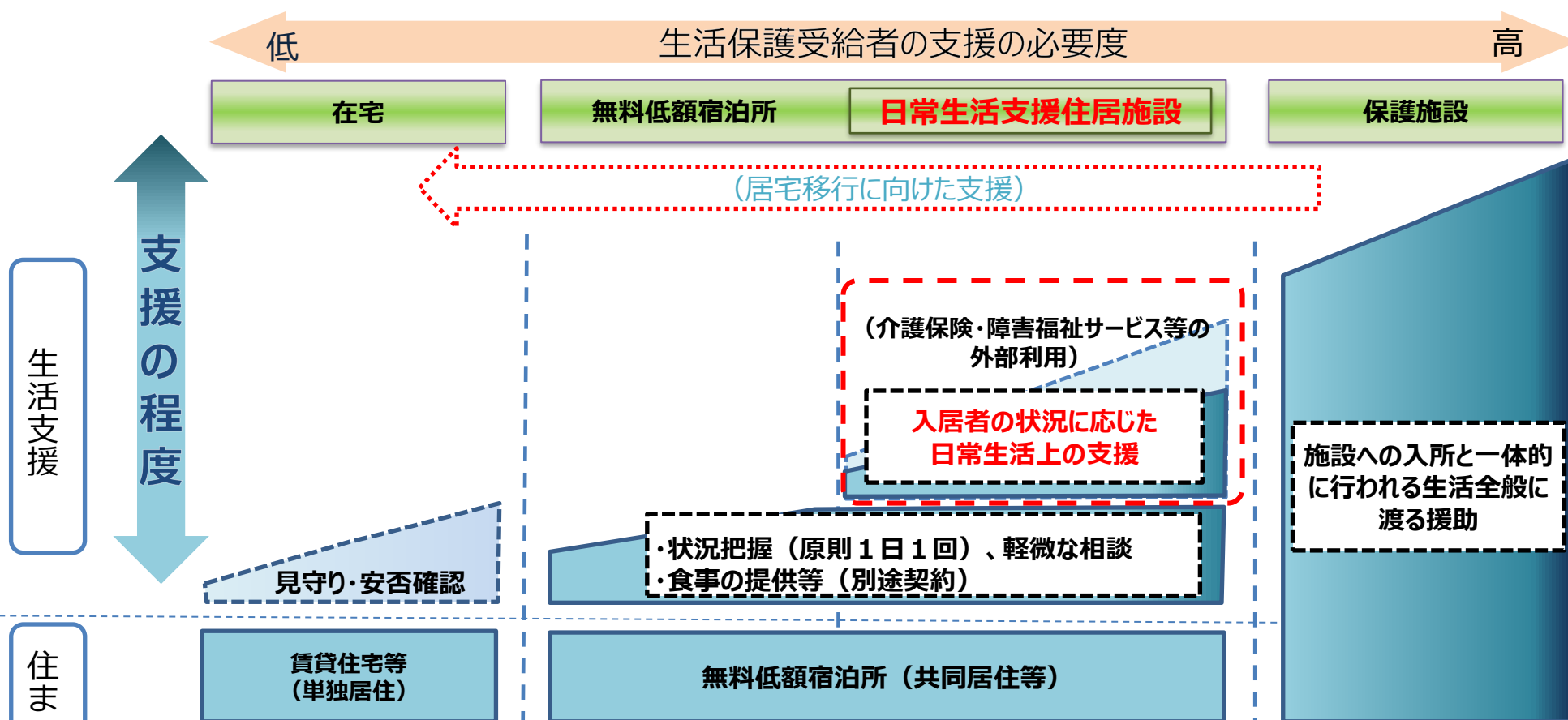
- ・事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認。
- ・事前に事業者から保護の実施機関への相談を行い、保護の実施機関は、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し必要に応じて保護の実施機関としての意見を付する。
- ・居宅への移行支援や定着支援に係る国庫補助事業を活用し、当該者の居宅生活を支援することも検討。

○ 省令第20条（状況把握）関係

- ・サテライト型住居の入居者の状況把握については、日常生活に通常必要と考えられる事項（金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等）が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意。確認の方法としては、原則として居室を巡回 等

日常生活支援住居施設の位置付けについて

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の分布（イメージ）

無料低額宿泊所



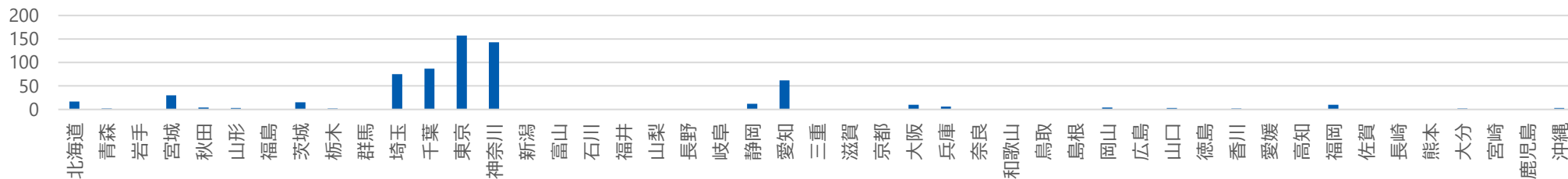
日常生活支援住居施設



令和6年4月1日現在

施設等	施設数
無料低額宿泊所	657
日常支援住居施設	132

（無料低額宿泊所）



（日常生活支援住居施設）



(2) 日常生活支援住居施設の対象者

対象者について（省令・通知）

「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」
（令和2年3月27日 厚生労働省令第44号）

「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」
（令和2年3月27日 社援発0324第14号 社会・援護局長通知）

（対象者）

第7条 法第30条第1項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、**保護の実施機関が**、

- ・その者の心身の状況及び生活歴、
- ・その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、
- ・活用可能な他の社会資源、
- ・その者とその家族との関係

等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と**総合的に判断する者**であって、**入所を希望**しているものとする。

8 日常生活支援住居施設の入所対象者（第7条関係）

- （1）日常生活支援住居施設の入所対象者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況等を踏まえ日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者としており、**保護の実施機関からの依頼等を通じて入所**する被保護者については、**支援委託の対象者として入所**するものであること。
- （2）また、**入所を希望する要保護者**から日常生活支援住居施設に対して**直接入所の申込**があった場合には、**保護の実施機関において入所対象となるかの判断を行う**ため、**施設**は、当該要保護者に対して保護の実施責任を有する**保護の実施機関へ相談等を行うよう助言**するとともに、**保護の実施機関への連絡調整等の支援**を行うこととすること。

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人（家族）代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行（病状・治療内容の理解等の支援）
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭（自己）管理支援
社会生活等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

本人の状態像の例（1 / 2）

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
金銭管理	収入等に応じた計画的な消費ができるか否か。	金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。	家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。	家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。	家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が足りなくなることが時々ある。	残金等を意識して買い物等ができる。
健康管理・衛生管理	疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができているか。	病識等がなく、治療の必要性について理解していない。	服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。	服薬を忘れてたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。	治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。	特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。
	アルコール等への依存があるか。	依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。	依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。	断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。	依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができていない。	依存症の傾向は見られない。
	入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。	入浴や着替えについて介助等が必要。	生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。	衛生管理の意識に乏しく何日間も入浴しないことが度々ある。	衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。	特段の問題は見受けられない。

本人の状態像の例（2 / 2）

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
炊事 洗濯等	食事の支度が自分自身でできるか。	食事行為そのものについて介助等が必要。	自分自身では食事の支度等が困難。	市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。	総菜等を購入したり、電子レンジを使うことができる。	自分自身で調理等ができる。
	掃除・洗濯が自分自身でできるか。	掃除・洗濯等が自分自身ではできない。	具体的な指示や部分的な支援があればできる。	掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。	基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。	自分自身で掃除や洗濯ができる。
安全管理	火気等の管理など安全管理ができるか。	火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。	火気の手配の制限など、一定の管理が必要。	機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。	能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。	特段の問題は見受けられない。
理解 ・ コミュニケーション	生活する上での決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。	理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。	理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。	十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。	日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要。	理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。
	周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。	他者とのコミュニケーションを図ることが困難。	コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。	他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。	コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないか定期的な確認が必要。	生活を送る上での大きな支障は見受けられない。

(3) 日常生活支援住居施設の職員配置

人員に関する基準について（省令・通知）

職種	配置	要件
<p>(従業者の員数) 第10条 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。</p>	<p>(従業者の員数) 第11条 2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を15で除して得た数以上とする。</p> <p>(解釈通知) 第3 人員基準 1 生活支援員（第10条第1項及び第2項関係） （1）日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置くものであること。生活支援員とは、入所者に対する相談援助及び個別支援計画に基づく支援業務を行う職員のことであり、専ら食事の調理業務、施設の清掃や修繕等の管理業務を行う職員は含まれないものであること。</p>	<p>(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り同法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。</p>
<p>(従業者の員数) 第10条 3 日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。</p>	<p>(従業者の員数) 第10条 4 生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。 一 入所定員が30以下 1以上 二 入所定員が31以上 1に、入所定員が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(従業者の員数) 第10条 5 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。</p>	<p>(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 2 生活支援提供責任者は、同法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。</p>
<p>(管理者) 第11条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに管理者を置かななければならない。</p>	<p>(管理者) 第11条 2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第6条第1項に規定する施設長を兼ねるものとする。 3 日常生活支援住居施設の管理者は、当該施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。</p>	<p>(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>

(4) 日常生活支援住居施設の運営 —個別支援計画の作成等—

個別支援計画について(省令・通知)

個別支援計画の作成等(省令)	解釈通知
<p>第15条 日常生活支援住居施設を経営する者は、生活支援提供責任者に日常生活支援に係る個別支援計画(以下「個別支援計画」という。)を作成させなければならない。</p>	<p>3 個別支援計画の作成(第15条関係)</p>
<p>2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>	<p>(1)個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面であること。また、個別支援計画は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行い、<u>できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において</u>、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであること。</p>
<p>3 生活支援提供責任者は、入所者に面接してアセスメントを行わなければならない。この場合において、生活支援提供責任者は、面接の趣旨を入所者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>(2)生活支援提供責任者は、当該日常生活支援住居施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものであること。</p>
<p>4 生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標並びにその達成時期並びに日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>ア 個別支援計画の作成に当たり、保護の実施機関における援助方針との整合性を図る観点から、個別支援計画の内容について保護の実施機関に協議し、同意を得ること。</p>
<p>5 生活支援提供責任者は、必要に応じて、担当者会議(生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。第18条において同じ。)の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる。</p>	<p>イ 当該個別支援計画の原案の内容について、入所者に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。</p>
<p>6 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得なければならない。</p>	<p>ウ 入所者へ当該個別支援計画を交付するとともに、その写しを保護の実施機関に提出すること。</p>
<p>7 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p>	<p>エ 当該個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。</p>
<p>8 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を入所者に交付しなければならない。</p>	
<p>9 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しなければならない。</p>	
<p>10 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>11 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。</p>	
<p>12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する個別支援計画の変更について準用する。</p>	

個別支援計画について（支弁基準・実施要領）

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（令和3年4月27日厚生労働省発社援0427第3号厚生労働事務次官）
（一部抜粋）

（別紙）

「生活保護法による保護施設事務費及び**委託事務費**の支弁基準」

5 日常生活支援委託事務費

（2）日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び**減算**の方法

ウ 当該施設において、**個別支援計画**の作成が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和2年7月1日社援保発0701第1号厚生労働省社会・援護局保護課長）（一部抜粋）

第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

3 一般事務費単価の減算等について

（2）**個別支援計画**の作成が適切に行われていない場合における**減算**

個別支援計画の作成が適切に行われていない被保護者については、**単価の100分の70**（10円未満は切捨て）を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月の前月までの期間を減算の対象とすること。また、減算を開始してから継続して**四月目以降は単価の100分の50**（10円未満は切捨て）を算定すること。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（令和2年3月31日一部改正）（一部抜粋）

第12 調査及び援助方針

問2 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、**訪問調査**を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1（2）に基づき、少なくとも**1年に2回以上訪問**するべきか。当該施設が**日常生活支援住居施設**の認定を受けている場合も同様か。

答 お見込みのとおり。

なお、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

また、日常生活支援住居施設の入所者への**訪問調査**にあたっては、**個別支援計画に基づく支援の実施状況についても確認**を行い、必要に応じて計画の見直し等について施設の生活支援員と協議すること。

個別支援計画について（Q&A）

Q 9	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。）別紙5（2）ウで「適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算」が規定されているが、具体的にどのような状態の場合に計画の作成が適切に行われていないものとして 減算 対象となるのか。
A	以下に掲げる例のような場合に減算とされたい。なお、以下に含まれない事項であっても要件省令第15条等で規定している事項については、日常生活支援住居施設の責務として実施が求められることに留意すること。 ① 個別支援計画（ 原案 ）について実施機関と 協議 を行っていない、又は 同意 を得るように努めていない。 ② 個別支援計画の内容について、入所者に 説明 していない、又は入所者の 同意 を得るように努めていない。 ③ 6月に1回 以上、個別支援計画の 見直し を行っていない。 ④ 個別支援計画が 保管 されていない。 ⑤ 生活支援提供責任者の要件 を満たしていない者が個別支援計画を作成している。
Q 10	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、個別支援計画作成の 完了 は、計画の内容について文書により入所者の同意を得た時点と解してよしいか。また、要件省令第15条第7項の「少なくとも6月に1回以上」行う個別支援計画の 見直し の期間は、前回の計画作成の完了時点から今回の計画作成の完了時点までと解してよしいか。
A	個別支援計画作成の完了時点は、原則、個別支援計画の内容について 文書により入所者の同意を得た ときとなる。ただし、例えば、当該入所者が認知症により理解することが困難であるなど、同意を得るように努めたにもかかわらず、当該入所者の同意が得られない やむを得ない事情 がある場合には、生活支援提供責任者が入所者に個別支援計画の内容を説明したときをもって、個別支援計画の作成が完了したとみなしてよい。ただし、この場合、 ケース記録等に説明時の状況を記録 しておくこととされたい。個別支援計画の見直しの期間についてはお見込みのとおり。
Q 11	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、既存の無料低額宿泊所が新規に日常生活支援住居施設の認定を受ける際、認定以前に施設と入居者の間で個別支援計画が作成されている場合であっても、認定後、改めて個別支援計画を作成することが必要となるのか。
A	日常生活支援住居施設の認定を受けた時点で、既に要件省令等で求められている個別支援計画に関する諸規定をすべて満たしている計画が存在する場合には、当該計画をもって、正式な個別支援計画として差し支えない。また、計画の見直し期間についても、認定前に作成した計画の、直近の作成日を起算日として差し支えない。
Q 12	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、支弁基準の別紙5（2）ウでは、「日常生活支援委託事務費の 減算 は、その事実が生じた月から」行うとされている。しかしながら、例えば7月31日に入所した場合、その当日中に個別支援計画を作成しなければ7月31日分の一般事務費単価が減算とすることは合理性に欠けると思われる。アセスメント、担当者会議、実施機関との協議等、入所して初回の計画の作成に要する適切な期間を示されたい。
A	入所して 初回 の個別支援計画を作成する場合に限り、 入所日が属する月の翌月 までは個別支援計画の作成に要する一定の時間がかかることを考慮し減算しないこととして差し支えない。事業所は、入所直後においても当面の生活目標について入所者と口頭で確認する等、入所者との合意形成に努め、入所日が属する月の翌月末日までには個別支援計画の作成を行うこと。例えば7月31日に入所し、その当日に入所者とは当面の生活目標を口頭で確認していたが、個別支援計画を9月に作成した場合には8月分は減算の対象、7月分及び9月分は減算対象外となる。

個別支援計画 様式例

(別添)

日常生活支援住居施設 個別支援計画 様式 (例)

利用者氏名	_____様	生年月日	_____年 _____月 _____日	計画書 No.	第 _____ 回目
事業所名		個別支援計画 作成担当者名	生活支援提供責任者 氏名 : _____	計画作成日	_____年 _____月 _____日

入所者の生活 に対する意向	
------------------	--

総合的な支援 の方針	
---------------	--

生活全般の質を向上させるための課題 (ニーズ)	日常生活及び社会生活上の支援の目標 (課題に対する目標)	達成時期 (期間)	支援内容・方法等			備考 (留意事項)
			内容	方法	提供機関 担当者	

【同意書】

私は、上記の個別支援計画について説明を受け、
これに基づいて支援が行われることに同意しました。

_____年 _____月 _____日

本人 _____ ㊞

代理人等 _____ ㊞

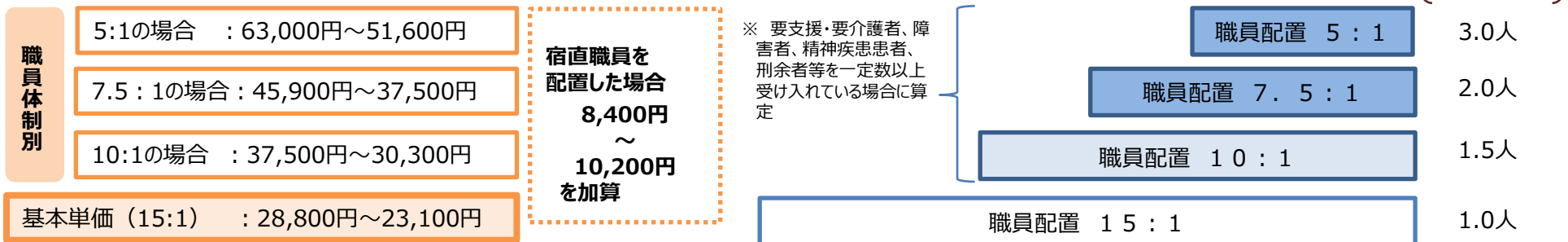
(5) 日常生活支援住居施設の支弁基準

日常生活支援住居施設の委託事務費

委託事務費の概要

○入居者1人あたり月額<20/100地域～その他地域、1ヶ月30日の場合>

常勤換算職員数



※ 利用者からの利用料（基本サービス費分）の金額は、月7,000円を上限とする。

委託事務費の計算例

○定員15人の場合の月額収入<20/100地域、1ヶ月30日の場合>

		職員配置 (常勤換算職員数)	月額	算定式
一般事務費	支援体制加算			
	基本単価③ (支援体制加算Ⅲ)	5:1 (3人配置)	513,000円	1,140円×15人×30日
	基本単価② (支援体制加算Ⅱ)	7.5:1 (2人配置)	256,500円	570円×15人×30日
	基本単価① (支援体制加算Ⅰ)	10:1 (1.5人配置)	130,500円	290円×15人×30日
	基本単価	15:1 (1人配置)	432,000円	960円×15人×30日
宿直体制加算			153,000円	340円×15人×30日
利用料（基本サービス費）			105,000円	7,000円×15人
合計		5:1	1,203,000円	(注) 基本単価 + 支援体制加算 + 宿直体制加算 + 基本サービス費を算定した場合
		7.5:1	946,500円	
		10:1	820,500円	
		15:1	690,000円	

注：支弁基準における委託事務費の単価は、1人1日あたりの単価で表示

一般事務費単価

別表（3）

日常生活支援住居施設 一般事務費単価表（日額）

（単位：円）

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

（注）

- 1 地域区分は、別表（1）の第1救護施設の区分に準ずる。
- 2 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - （1）日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70（生活支援員の員数を満たしていない上継続している場合は、100分の50）
 - （2）個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70（個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50）
- 3 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

支援体制加算及び宿直体制加算

別表（４）

1 支援体制加算Ⅰ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11-15	340	330	330	320	310	300	290	280
16-20	260	250	250	240	240	230	220	220
21-25	200	200	200	190	190	180	170	170
26-30	170	160	160	160	160	150	150	140

(注) 地域区分は、別表（１）の第1救護施設の区分に準ずる。

(6) 物価高騰に対する対応

重点支援地方交付金を活用した支援について

今般「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を追加する旨が盛り込まれました。

これを受けて、「重点支援地方交付金」の追加について（令和5年11月2日付内閣府地方創生推進室事務連絡）が発出されています。

貴部局におかれては、これを踏まえ、現下の物価高により厳しい状況にある婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、救護施設、更生施設、授産施設、社会事業授産施設、**日常生活支援住居施設**、隣保館及び生活館等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援や施設整備における資材費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、同交付金を積極的にご活用いただくとともに、緊急かつ実効性のある支援につなげるため、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、管内市町村に対してこの旨速やかに周知いただき、市町村においても対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

また、今後、同交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容につきましては、同交付金を所管しております内閣府地方創生推進事務局と協議済みであることを申し添えます。

重点支援地方交付金の追加

令和5年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
<ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③ 消費下支え等を通じた生活者支援 ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

重点支援地方交付金

追加額1.6兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ. 低所得世帯支援枠（1.1兆円）

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
 - ・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円（今夏以来の3万円の支援と合計で10万円）。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- （注）住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ. 推奨事業メニュー（0.5兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 の概要について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

1. 居住支援の強化①（現状・課題①）

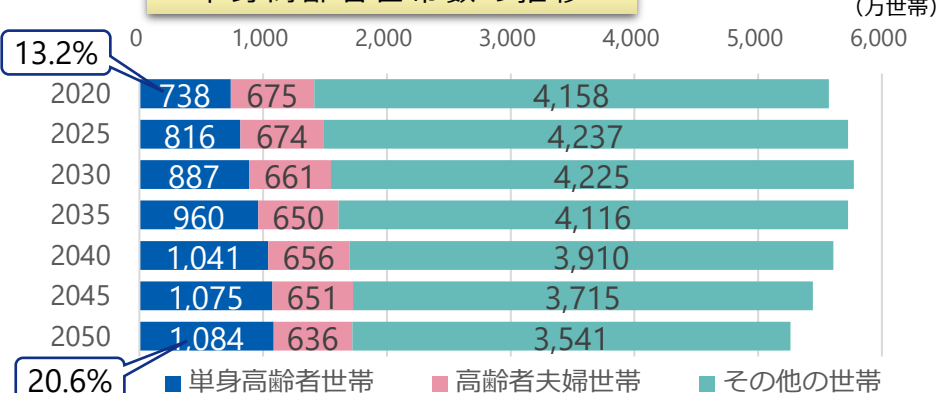
目指す姿 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

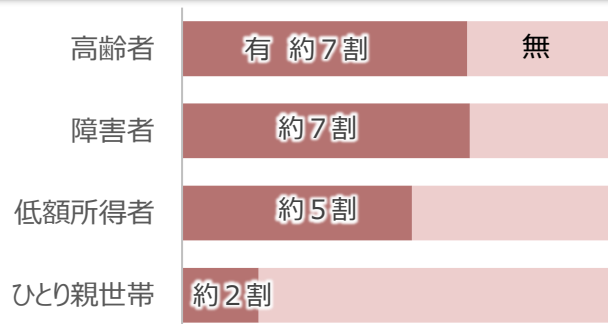
【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

単身高齢者世帯数の推移

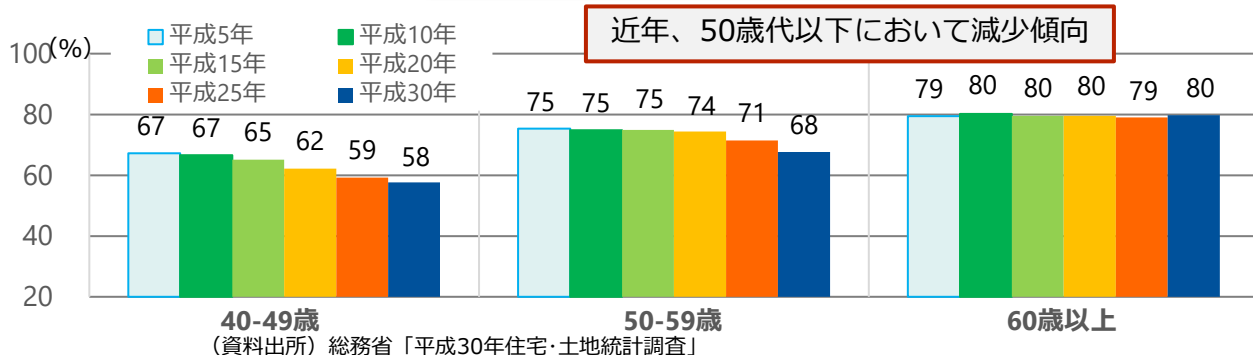


住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



（資料出所）令和3年度国土交通省調査※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

年代別持家率の推移



空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

（資料出所）総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したものの。

1. 居住支援の強化②（現状と課題②）

- 単身高齢者等の入居に際し、多くの大家が見守りや生活支援を求めている。

住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

＜全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果＞

(回答数1,988件)

世帯属性	必要な居住支援策（複数回答）						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
				● 50%以上	◎ 40~49%	○ 30~39%	
高齢単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- ➔ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容
- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- ➔ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容
- 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の实情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容
- 居住支援事業について、地域の实情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容
- 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

(参考) 住まい支援に係る取組事例

住まいの総合相談

【神奈川県座間市】

- 生活困窮の相談窓口において「断らない相談」を行う中で、住まいに困る住民からの相談も受ける。物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介。

【福岡県大牟田市】

- 居住支援協議会において、入居前の相談や住宅確保支援、入居後の生活支援等の連携体制について協議し、メンバー（各専門職）が互いに補完し合いながら総合的な支援体制を整備。相談窓口では住宅相談に限らず、生活に関わる内容を包括的に受け止め、内容に応じて、NPO法人、市の住宅・福祉部局、「地域包括」や「重層」の推進員等の福祉・医療関係者、不動産関係者などが連携して対応。

サポートを行う住宅の供給

【愛知県名古屋市】

- 市営住宅を活用（目的外使用）して、世帯向けの住戸を改修し、高齢単身者のシェアハウスとして活用。NPO法人（居住支援法人）が市から使用許可を受け、入居者と契約。見守り等のサービスを提供。

【東京都町田市】

- 住宅確保要配慮者からの相談に対し、社会福祉法人（居住支援法人）が希望に沿った物件探しや大家との交渉を行ったうえで、1部屋ごとに借り上げて転貸するサブリース事業を実施。入居中はIoT機器による見守り等の生活支援サービスを提供。

【福岡県北九州市】

- NPO法人（居住支援法人）が、空室が増えた物件の一部住戸を一括サブリースし、生活支援付き家賃債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

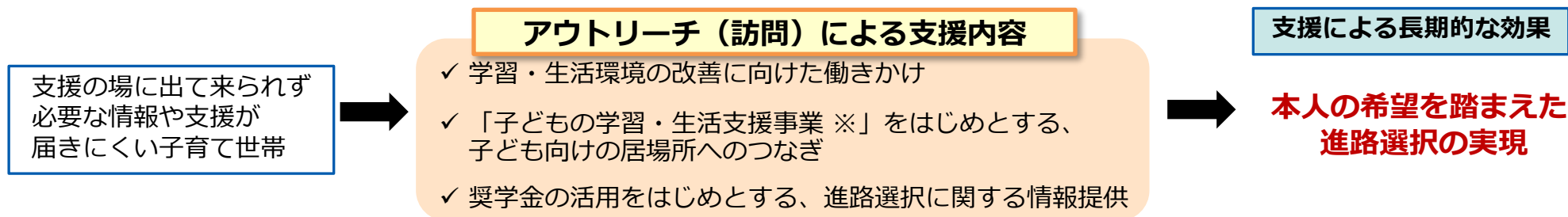
2. 子どもの貧困への対応

現状と課題

- 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、高校卒業後の大学等への進学や、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。
※生活保護世帯の子どもの大学等進学率：42.4%（2022年）（全世帯：76.2%）
- 生活保護受給中の子育て世帯については、将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくい、支援の場に来ない等の課題がある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、高卒で安定就労する場合の保護からの自立を後押しするため、新生活立ち上げ時の支援を行う必要。
※生活保護世帯の子どもの高等学校等卒業後就職率：39.6%（2022年）（全世帯：15.6%）
※新規学卒者の賃金は平均して高校約18.12万円、大学約22.85万円（いずれも額面）

目指す姿

（1）生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の法定化



※生活困窮の子育て世帯に、学習支援や生活習慣等の改善支援、進路選択支援等を実施（実施率：66%（2022年））

（2）高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて**高等学校等卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援**を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。
※ 現行、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、一時金を支給している。

改正内容

- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。
- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給。
【支給額】自宅外30万円・自宅10万円（保護廃止の場合）
※令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日から遡及適用する。

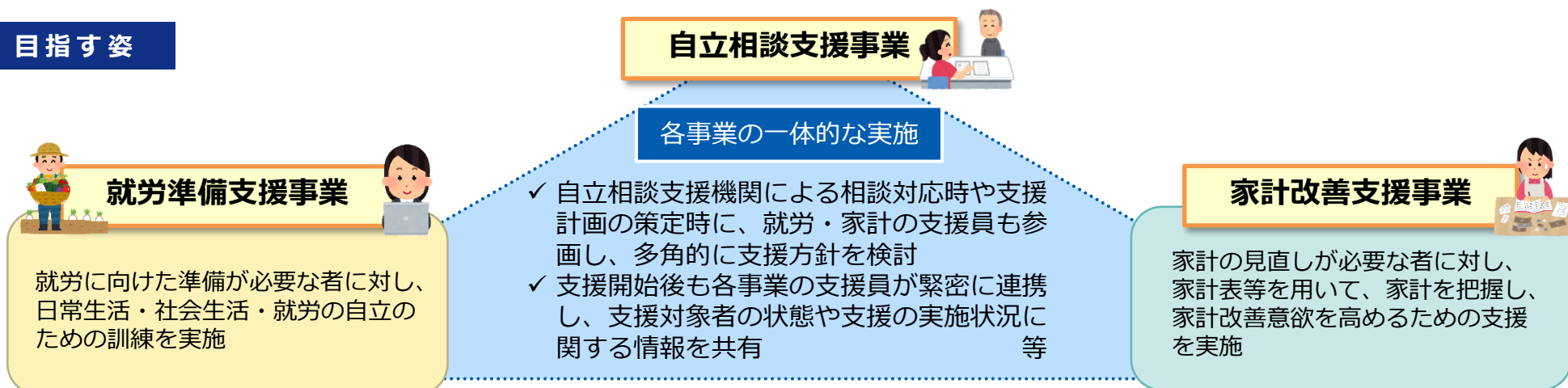
3. 支援関係機関の連携強化

(1) 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

現状と課題

- 就労に向けた準備を支援する「就労準備支援事業」、家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の自立の促進に成果をあげてきた。※就労準備支援事業実施率：83%、家計改善支援事業実施率：86%（2023年度予定）
- 生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠。このため、両事業の全国的な実施を推進するとともに、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていくことが必要。

目指す姿



生活困窮者の状態を的確に把握した上で、事業間での相互補完的・連続的な支援を行うことにより、確実に生活困窮状態からの脱却につなげる

改正内容

- 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- 就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。
- 自立相談支援事業を行うに当たっては、アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努めるものとする。
- 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。
- 国は、未実施自治体に対する事業実施支援を強化。【予算】

3. 支援関係機関の連携強化 (2) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

現状と課題

- 現行では、生活困窮者向けの事業は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給者向けの事業（現状は予算事業で実施）を自治体が実施していない場合には、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができない。

※就労準備支援事業実施率：生活困窮者向け83%、生活保護受給者向け40%（2023年度予定）

※家計改善支援事業実施率：生活困窮者向け86%、生活保護受給者向け11%（2023年度予定）

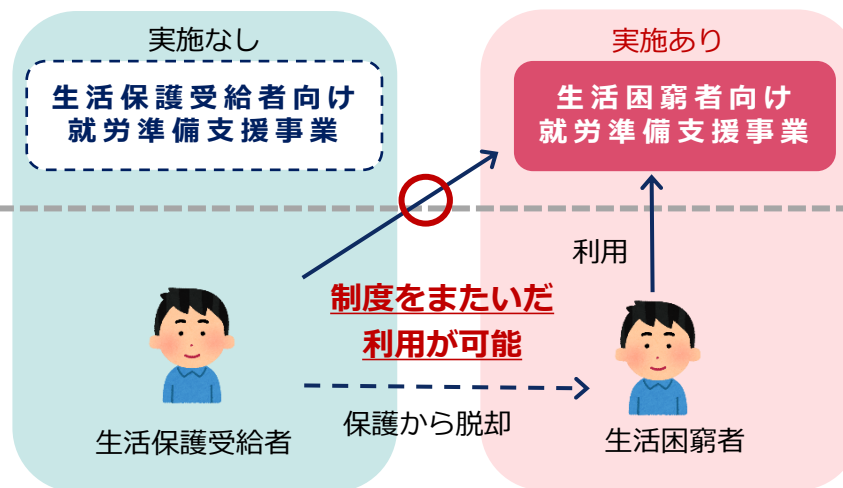
- 一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題。

目指す姿

例えば、同一自治体内で、

○生活困窮者向け事業：実施あり

○生活保護受給者向け事業：実施なし



引き続き同じ事業を利用可能
⇒連続的な支援が可能に

改正内容

- 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようにするため、自治体の任意事業として法定化。
- 両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。
- 生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。

3. 支援関係機関の連携強化

(3) 相談支援の強化

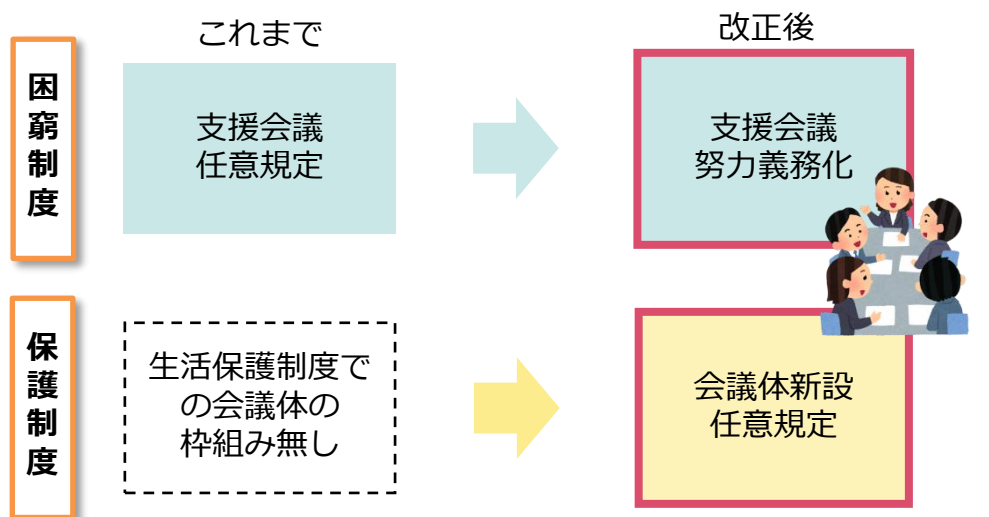
現状と課題

- 多様で複雑な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者に対しては、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ支援を行うことが重要。

※生活困窮者については「支援会議」が法定されているが、設置率（予定含む）は42%にとどまる（2021年）。

※生活保護受給者については「支援会議」に相当する会議体がないため、他法他施策や関係機関との連携に当たり必ずしも十分な協力が得られず、専門的な支援の枠組みから取り残されるおそれがある。

目指す姿



※他制度に基づく会議体の活用や、両会議体の一体的な運用を推進。

- 多くの自治体で会議体が設置され、支援につながっていない生活困窮者の情報を共有したり、複雑な課題を有する者への支援に当たり関係機関間の連携が促進される
- ケースワーカーが関係機関と連携することで、生活保護受給者に対する支援の質が更に向上
- 両会議体を一体的に運用する場合には、生活困窮者・生活保護受給者に共通する地域課題を関係者が理解・共有しやすくなる

改正内容

- 生活困窮者自立支援制度における支援会議について、その設置と、生活困窮者の把握のために地域の実情に応じて活用することを努力義務化。
- 生活保護制度において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体の設置規定（任意）を創設。
※会議体では生活保護受給者の個人情報共有することになることから、関係者に対し守秘義務を設ける。

3. 支援関係機関の連携強化 (4) 医療扶助等の適正実施等

現状と課題

- 市町村（福祉事務所）は、国において集計している医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータを活用し、頻回受診対策や多剤投薬対策等、医療扶助の適正化を推進する必要がある。

目指す姿

都道府県

- 健康・医療等情報について、管内福祉事務所別、他制度（国保等）の比較などデータ分析により、各地域の現状と課題を把握
- データ分析結果を基に、優先的に取り組むべき課題を踏まえた目標を設定して市町村へ共有。市町村への個別支援も実施



市町村 (福祉事務所)

- 都道府県のデータ分析結果を踏まえて、事業を実施

医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータ（イメージ）

医療扶助費の地域差
分析（都道府県別）

頻回受診
指導対象者数

重複・多剤投薬
指導対象者数

生活習慣病3疾患
の有病状況等

健診受診率

...

医療扶助の適正実施

- ✓ 重複・多剤投薬の適正化
- ✓ 頻回受診の適正化 等

生活保護受給者の健康管理に対する支援

- ✓ 健診による疾病リスクの早期発見
- ✓ 生活習慣病対策の取組の推進 等

改正内容

- 都道府県が広域的な観点から市町村に対し、取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。